

# 第4回世羅町議会臨時会会議録

令和4年11月24日  
第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和4年 第4回世羅町議会臨時会 (第1号)

令和4年11月24日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- |     |          |  |
|-----|----------|--|
| 第 1 |          | 会議録署名議員の指名                                   |
| 第 2 |          | 会期の決定  |
| 第 3 | 議案第 59 号 | 世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                     |
| 第 4 | 議案第 60 号 | 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

1番 高橋公時      2番 上羽場幸男

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(3名)

町長 奥田正和      副町長 金廣隆徳  
総務課長 広山幸治

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範      書記 追林威宏  
囑託書記 貞光有子

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の取組みを行っております。世羅町議会においても感染予防のため、議場でのマスクの着用を認めています。発言時にもマスクの着用をお願いします。

議場の常時換気を行うとともに換気の為の休憩をとります。また、座席間の距離を確保できないため、座席間に仕切り板を設置しておりますので、ご了承願います。

開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和4年第4回世羅町議会臨時会にあたりましてご挨拶申し上げます。

晩秋のごとく朝夕がめっきり寒く感じる日が続いております。どうぞお身体にはご自愛いただければと思います。

先般11月20日には今高野山開基1200年事業のメインイベントには多くの方々にご来場、ご参集いただきまして、盛大に開催できたことをたいへん喜んでいらっしゃる所でございます。

特に和歌山県かつらぎ町、高野町の両町長にはわざわざ遠方よりお越しいただき、今後の交流についていろいろとご提案をいただいたところでございます。今後、町の発展と併せましてさまざまな連携ができればと考えているところでございます。

また、その前に11月8日につきましては、世羅町議会全員が農水省及び国会議員会館にご要望いただいたところでございます。たいへん感謝申し上げます。この土地改良事業の関係であります、実施主体の広島県も同行いただく中で、たいへん喜んでいただいております。なかなか県内でもそういうことは珍しいということでございます。今後もうまく事業が進捗できますようにご協力をお願い申し上げます。

本日の提案させていただきます議案につきましては給与報酬等に関わる2議案でお願いしてございます。どうぞご決定賜りますようよろしくお願いし、開

会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、

これより 「令和4年 第4回世羅町議会 臨時会」を「開会」します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

本臨時会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番 高橋公時議員、 2番 上羽場幸男議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日「1日間」にしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「1日間」と決定しました。

日程第3 議案第59号 世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） おはようございます。議案 1 ページをお開きください。

議案第 59 号

世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の給与に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 42 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 24 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

令和 4 年の人事院勧告に準じて給与の改定を行うため、世羅町職員の給与に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 何点かお尋ねしたいと思うんですが、0.3%の引上げ率であるというご答弁がありました。初任給についてこの表によると、一般的にいろいろ高卒、大卒とによって違うのだというように思うんですが、大卒の場合初任給がいくらになるのか。それから 1000 万円余りの改定に伴う財源が必要だということですが、定例会で提案をされるという考えかもしれませんが、これらの、この後の会計年度任用職員と併せて一定の補正が必要ではないかというように思うんですが、こうした点についてのお考え。課長の答弁で若年層の引上げをということで、4 級、5 級でしたか。0%ということで、今の状況で格差を縮めるという意味もあるのかと思いますが、職員の年齢層等もどういう状況になっておるか把握をしておりますが、そこらも一定に加味をした対応があるんじゃないかと思うんですが、ここら辺のある程度は国の考え方に沿うということであろうかとは思いますが、これらについて考えがあ

ればお答えをいただきたいと。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） まず初任給につきましてでございます。国の人事院勧告に基づき今回の改正をお諮りをしているところでございますけれども、高卒でございますが、高卒での初任給が4,000円引上げ、そして大卒での初任給が3,000円引上げといった形での内容となっております。

また先程提案説明のときにございました約1000万円余りの予算への影響ということでございます。共済費用等への影響もございましたので更に若干多くなるものというふうに想定されます。この後お諮りいたします会計年度任用職員への改定と併せてですね、次期定例会のほうへ予算化のほうを諮らせていただきたいと思っております。またそのときには人事異動等の影響も含めて改めて全体での人件費というものをお示し、予算措置のほうお願いさせていただきたいというふうに考えてございます。

今回の人事院勧告でございますが、ご質問の中に触れていただきましたように、若手職員への重点を置くといった内容となっております。1級については1.7%、それから5級においては0.0%というふうにごくわずかの改定というふうに若年層への配分が多くなされたといった傾向がございます。これはあくまで国においてですね、広く民間企業の実態といったところを調査された上での、給与への反映というふうに捉えておきまして、やはり子育て世帯とか、そういった若手への配慮といったものが深くなされている内容というふうに捉えているものでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 具体的に給与の額が現在、まあ、引上げの金額は答弁いただいたんですが、現在はいくらの金額で、いろんな条件があって、多少違うにしても基本的な点でいくらの金額であったものがいくらに引上げるのかということ、あまり詳しくということではないんですが、お尋ねしております。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） ご説明させていただきます。高卒初任給につきましてでございます。今、現行では月額が15万600円。1級の5号になります。改正後では15万4600円と4,000円の引き上げ。また、大卒初任給につきましては1級の21号、現行ですと17万1700円、これが改正後4,000円引き上がりまして、17万5300円。

○議長（米重典子） 大卒は3,000円じゃないですか。

○総務課長（広山幸治） 失礼いたしました。大卒ですが、17万400円が17万4000円と4,000円引き上げでございます。

○議長（米重典子） 高卒が4,000円で大卒はプラス3,000円というふうに言われておりましたが。

▼【矢山議員：「2回目のがあっているんですか。」】

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 失礼しました。大卒初任給で3,600円の上昇でございます。本町の職員給与表の1級21号で17万1700円が17万5300円になってございます。失礼いたしました。

○議長（米重典子） ですから大卒の上昇、アップ金額は3,600円ですか。もう一度整理してください。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 失礼いたしました。大卒の初任給が3,600円の改定でございます。失礼いたしました。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛

成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 59 号 世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 60 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 10 ページをお開きください。

議案第 60 号

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年世羅町条例第 16 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 24 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

令和 4 年の人事院勧告に準じて報酬等の改定を行うため、第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。会計年度任用職員の制度ができて一定の期間が経過をしたわけですが、全国的にもこのことに対して、特に雇用が不安定という中で、報酬も非常に低いということが言われておる状況であります。先程職員についてお尋ねをしたように、基本的に経験年数そのほかいろんなことが加味をされるということにはなるんだろうというように思いますが、一定にこれまでの報酬が一応給料というような形に変わってこれまでよりはいろんな点が改善はされておるというように思うんですが、特に5年以上ずっと働いている場合に一般の企業等については期間を定めてあってもその期間について期間が終了した場合に、きちっと雇用を一定に保障をするというような労働基準法等に基づく対応が

○議長（米重典子） 矢山議員に申し上げます。今回の議案は、

○4番（矢山 武） 関連しておるんで聞いておるんで

○議長（米重典子） では要点をまとめておっしゃっていただきたいと思えます。

○4番（矢山 武） そういう点から言うと、非常に不十分な点もあるというように私は認識しとるんですが。先程一般職と同じように、最初に平均的には一般職と給与引上げ率は同じであるという説明でありましたが、基準をどこに持っていくか非常にむずかしいところではあるんですが、最初に会計年度任用職員の採用を行った場合に一定の年齢で、この号給でいくと、それぞれ何級になって、それらが同率、同率と言われるんですが、非常に格差というか、勤務時間がちょっと少ないとか、いろんなことはあるんでしょうが、そういう点を少しでも改善をしていくということが必要ではないかというように思うんですが、ここら辺の考え方。そして昨年、引下げについては否決をされたんで、引下げられてないと思うんですが、これらについてはどのように対応をする考えなのか、併せてお尋ねします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） まず、会計年度任用職員の方々の全体での対応といった処遇の改善といった趣旨のご質問かというふうに受け止めさせていただき

ました。今回の人事院改定で若年層へ重点を置いた改定ということがですね、今回のこの会計年度任用職員の給与表に正に大きく当てはまってくる部分でもございます。比較的若手、それから期間の短い方々へ雇用をお願いしている方々について当てはまる部分に重点が置かれたものとしてですね、その国の改正を尊重し、今回の条例をお諮りするものでございます。この会計年度任用職員の制度でございますが、以前の臨時雇用を行っておりました頃から制度が改めて変わった点と言いますと、まずこの給与表をきちんと整え、継続をして雇用をお願いする場合には昇給等を行うといった形で通常の雇用、一般職の雇用に近づける形での制度となっております。また手当等も支給というような形で、雇用の改善といった形がとられているものでございます。この一般職への人事院勧告の改正を尊重する形ですね、この会計年度任用職員、願している方々の処遇の改善にもつなげていきたいというふうに考えているものでございます。

また昨年引下げの人事院勧告について会計年度任用職員には適用しないといった扱いとなっております。今回この引上げがなされたわけでございますけれども、昨年の引下げと今回の引上げを勘案し、今回については、逆に、人事院勧告に揃えるといったことは、金額を引下げるといったことになってまいりますので、昨年の見送りの状態のそのまま置いておくことが、実際の支給においてですね、有利であるというふうに判断をいたしまして、今回はその部分については反映させないということをお断りさせていただきます。

○4番（矢山 武）（挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 質問の仕方が悪かったんかわかりませんが、具体的にね、一般的に20歳位の人が少ないんかどうかわかりませんが、仮に20歳位の人が会計年度任用職員として採用された場合に、どういう号給になっていくのか。現行と、課長は同率であるということをおっしゃるんですが、同率ということになると、1.7%ですか、位は引上げをされたんだろうとは思いますが、その金額を示してもらいたいということをおっしゃるんですよ。初任給という言い方はおかしいかもわかりませんが、会計年度任用職員に最初の質問でも言ったように、かなり長期、また一定の資格のいる人といろいろな人がおるわけなん

で、そこら辺は適切に対応されておるのかもわかりませんが、金額できちんと示していただきたい。現行と、全体で200万円で、引上げ率は同率であると。先程、2点目のあれで、手当の問題も答弁いただきましたが、やはりそういうことになる、引上げられない部分もあるわけですから、同率、同率と言うのでなしに、いくら金額が、現行がいくらになるというのを答えてください。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。現在、会計年度任用職員の方々、最初に雇用をお願いした場合の位置づけでございますが、1級2号、14万7200円。これが改正後で15万1200円の月額になってまいります。ここから昇給等を行うといった形での運用を行ってございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは失礼します。会計年度任用職員の制度が始まって令和2年からですので、2年まるまる過ぎております。

先程の矢山議員の質問と関連して、1級の1号給からスタートした場合は1級の37号給までであると。1年あたりフルタイムではないですけど7時間勤務の人であれば4号給ずつ昇給していくと。したときに、一般事務職であれば1級の1号給からスタートして1級の37号給までかなりの号給がございます。ただし専門職の位置づけにつきましては、それぞれの号給へ位置付けて1級の17号給スタートとかで考えますと、1級の37号給までの間に20号給の差しかない。7時間勤務の方であれば4号昇給で考えたときに、20号給の差は5年で底をつくといったらおかしいんですが。これは当初の段階から近隣自治体との状況を勘案して、とりあえずの号給ということで組合と交渉して導入されたものでございますが、現状ずっと1級の37号給の状態で行くのかという点とですね、2級についても、これは専門的な知識、知見を有する方を2級へ配置しているわけなんです、これにつきましても2級の21号給と。5年でこれについては昇給がストップするよといったことがございます。この点について今、労使との話がどのようになっているのかということと、もう2、3年すれ

ばですね、この表のテンへいく方が出てこられるかと思えます。当然、勤務の状況とかがですね、良好な場合は、当然そこは加味して余りあるものがあると思えますので、その点の状況がですね、どのようになっているのかと、今後の展望をどのようにお持ちかといったところをお聞かせください。これは級の間差につきましては人事院勧告どおりなので、これについてはどうこう言うのはないんですが、この行政表のところですよ、ずっと正職と比較したときに制約を付けたままでいくのか、どうかといったところをお聞かせください。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） この会計年度任用職員の制度が始まって2年余りというところがございますけれども、この今ご質問頂いたテンまでいってしまうのではないかとこのところがございます。この件につきまして、近隣の自治体とかですね、各市町での情報交換をさせていただく中でこの点についてもそれぞれですね、状況を話し合いながらですね、どう対応をとっていくかといったところを話したところがございます。

この点について具体的にこうしていこうといった方針等は各市町も持っていないような状況でですね、国におかれましてもこの手当等を含めてですね、各自治体の意見を聞くといったような文書等も来ているような状況でございます。今後改正、または取り扱いについて一定の方向性とか示されるのではないかと、また示していただきたいと感じているところがございます、町独自でですね、組合との交渉ですとか、方針といったものは定めていない状況でございます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。田原議員に申し上げますが、あまり今回の、本来の議案から逸脱しないようお願いいたします。

○6番（田原賢司） はい。人勧どおりですので、労使との協調はとれていると思うんですが、この行政表のですね、要望というのは組合のほうからないという、現時点においては。そのところを教えてください。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議員おっしゃいますとおりですね、組合等の交渉において、給与表自体の扱いでの議論といったところはまだ深まっておりません。また、処遇改善については緊密に意見交換等しているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。 本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 60 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その他条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和 4 年 第 4 回世羅町議会 臨時会を「閉会」いたします。

（起立・礼）

閉 会 9 時 3 8 分